

事由別修正箇所

1 提出された意見を踏まえ修正を実施したもの

- (1) 令和8年総務省告示第43号（電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示）

ア 注3表に次の地域を追加

海-8	愛知県新城市黄柳野	東経 137 度 35 分 06.00 秒北緯 34 度 51 分 03.00 秒 東経 137 度 34 分 02.00 秒北緯 34 度 51 分 10.00 秒 東経 137 度 34 分 08.00 秒北緯 34 度 51 分 23.00 秒 東経 137 度 33 分 53.00 秒北緯 34 度 51 分 47.00 秒 東経 137 度 34 分 22.00 秒北緯 34 度 52 分 11.00 秒 東経 137 度 34 分 23.00 秒北緯 34 度 52 分 24.00 秒 東経 137 度 34 分 45.00 秒北緯 34 度 52 分 50.00 秒 東経 137 度 35 分 17.00 秒北緯 34 度 52 分 59.00 秒 東経 137 度 35 分 32.00 秒北緯 34 度 52 分 51.00 秒 東経 137 度 35 分 41.00 秒北緯 34 度 53 分 05.00 秒 東経 137 度 36 分 04.00 秒北緯 34 度 52 分 58.00 秒 東経 137 度 36 分 05.00 秒北緯 34 度 52 分 32.00 秒 東経 137 度 35 分 41.00 秒北緯 34 度 52 分 20.00 秒 東経 137 度 35 分 41.00 秒北緯 34 度 51 分 43.00 秒 東経 137 度 35 分 06.00 秒北緯 34 度 51 分 03.00 秒
海-9	愛知県新城市玖老勢	

イ アに伴い注3表中の「海-8」を「海-10」に、「海-9」を「海-11」に、「海-10」を「海-12」に修正

- (2) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（令和8年総務省訓令第2号）

別紙2 第2の4の(20)「5775MHz から 5815MHz までの周波数」を「5755MHz から 5815MHz までの周波数」に修正

2 実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を実施したもの

- (1) 令和8年総務省告示第43号（電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示）

ア 注3表中「G r e c e l a n d」を「G r a c e l a n d」に修正

イ 注3表中「国立能登青少年交流の家（石川県羽咋市柴垣町壱四5番地6）」を「国立能登青少年交流の家（石川県羽咋市柴垣町十四5番地6）」に修正

ウ 注3表中「東経 136 度 46 分 23.78 秒北緯 36 度 37 分 13.55 秒 東経 136 度 46 分 23.25 秒北緯 36 度 37 分 16.79 秒 東経 136 度 46 分 28.64 秒北緯 36 度 37 分

16.79 秒 東経 136 度 46 分 28.76 秒北緯 36 度 37 分 13.79 秒」を「東経 136 度 46
分 23.78 秒北緯 36 度 37 分 13.55 秒 東経 136 度 46 分 23.25 秒北緯 36 度 37 分
16.79 秒 東経 136 度 46 分 28.64 秒北緯 36 度 37 分 16.79 秒 東経 136 度 46 分
28.76 秒北緯 36 度 37 分 13.79 秒 東経 136 度 46 分 23.78 秒北緯 36 度 37 分
13.55 秒」に修正